

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和2年9月24日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	2件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第2000067号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第2000045号

第1 結論

1 請求者のA社における標準賞与額を、平成20年12月10日は17万円、平成21年7月10日は17万5,000円、同年12月10日は17万2,000円、平成23年12月15日は17万4,000円、平成24年12月5日は17万円に訂正することが必要である。

平成20年12月10日、平成21年7月10日、同年12月10日、平成23年12月15日及び平成24年12月5日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成20年12月10日、平成21年7月10日、同年12月10日、平成23年12月15日及び平成24年12月5日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求者のA社における標準賞与額を、上記1の訂正後の標準賞与額から、平成21年12月10日は17万5,000円、平成23年12月15日は18万5,000円、平成24年12月5日は19万円に訂正することが必要である。

平成21年12月10日、平成23年12月15日及び平成24年12月5日の訂正後の標準賞与額(上記1の訂正後の標準賞与額(平成21年12月10日は17万2,000円、平成23年12月15日は17万4,000円、平成24年12月5日は17万円)を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和58年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成20年12月
② 平成21年7月
③ 平成21年12月
④ 平成23年12月
⑤ 平成24年12月

A社から、請求期間において、賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されて

いたにもかかわらず、厚生年金保険の記録では当該期間の標準賞与額の記録がない。
調査の上、請求期間の標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①から⑤までについて、事業主から提出された賞与集計表により、請求者は、賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①及び②の標準賞与額については、当該賞与額に見合う標準賞与額より高い標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、事業主により当該賞与から控除されていることが確認できることから、上記賞与集計表により確認できる賞与額から、請求期間①は17万円、請求期間②は17万5,000円とすることが必要である。

また、請求期間③、④及び⑤の標準賞与額については、当該賞与額に見合う標準賞与額より低い標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていることが確認できることから、上記賞与集計表により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間③は17万2,000円、請求期間④は17万4,000円、請求期間⑤は17万円とすることが必要である。

さらに、請求期間①から⑤までの賞与支給日については、上記賞与集計表において確認できる賞与支給日から、請求期間①は平成20年12月10日、請求期間②は平成21年7月10日、請求期間③は同年12月10日、請求期間④は平成23年12月15日、請求期間⑤は平成24年12月5日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成20年12月10日、平成21年7月10日、同年12月10日、平成23年12月15日及び平成24年12月5日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間③、④及び⑤について、上記賞与集計表により、請求者は、平成21年12月10日に17万5,000円、平成23年12月15日に18万5,000円、平成24年12月5日に19万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を事業主から受けていたことが確認できることから、請求者の当該期間に係る標準賞与額については、平成21年12月10日は17万5,000円、平成23年12月15日は18万5,000円、平成24年12月5日は19万円に訂正することが必要である。

なお、平成21年12月10日、平成23年12月15日及び平成24年12月5日の訂正後の標準賞与額（上記1の訂正後の標準賞与額（平成21年12月10日は17万2,000円、平成23年12

月 15 日は 17 万 4,000 円、平成 24 年 12 月 5 日は 17 万円) を除く。) については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第2000064号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(国)第2000004号

第1 結論

昭和41年4月から昭和46年10月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和41年4月から昭和46年10月まで

国民年金制度が始まる時に、母親が私の国民年金の加入手続をしてくれ、請求期間の国民年金保険料については、具体的なことは承知していないが、私が昭和46年11月に厚生年金保険に加入するまで、母親が納付してくれていたはずである。

請求期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和46年11月に厚生年金保険に加入するまで、母親が自身の国民年金保険料を納付していたはずである旨主張しているが、請求者は、請求期間の保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付してくれていた母親は既に亡くなっており、証言を得ることができないことから、請求者の当該期間に係る保険料の納付状況が不明である。

また、請求者に係る国民年金被保険者台帳(特殊台帳)によると、請求者は、請求期間において、A市からB市、C市、D市E区に転居していることが確認できることから、各市に照会したところ、いずれの市も請求者の国民年金保険料の納付に係る資料はないと回答しており、請求者の請求期間に係る保険料納付について確認することができない上、請求期間は、67か月に及んでおり、これだけ長期間にわたって国民年金の保険料納付に関する事務処理を行政機関が続けて誤るとは考え難い。

なお、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査においても、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)がなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当

たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第2000164号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(国)第2000005号

第1 結論

平成3年*月から平成6年2月までの請求期間、平成9年6月及び同年7月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成3年*月から平成6年2月まで
② 平成9年6月及び同年7月

請求期間①及び②について、最初の会社を離職した平成9年6月頃に、A市役所の窓口で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料については、その際渡された納付書を使って、口座振替での納付であったか、窓口での納付であったかは覚えていないが、当該期間の国民年金保険料10万円から15万円くらいをまとめて納付したと思う。

平成19年8月頃、A市役所を訪れた際に、請求期間①及び②の国民年金保険料について、完納していることを確認しており、当該完納が記載されている文書を提出する。

請求期間①及び②の国民年金保険料が未加入による未納となっていることに納付できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求者は、請求期間①及び②について、最初の会社を離職した平成9年6月頃に、A市役所の窓口で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料については、その際渡された納付書を使って、口座振替での納付であったか、窓口での納付であったかは覚えていないが、当該期間の国民年金保険料10万円から15万円くらいをまとめて納付したと思うと主張しているが、オンライン記録によると、請求者が平成9年6月頃に厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行った形跡はなく、平成14年5月頃に当該切替手続きを初めて行ったことが確認でき、当該切替手続きより前に国民年金の被保険者資格を取得した記録は確認できないことから、請求者は当該期間において国民年金に未加入であり、制度上、当該期間の保険料を納付することはできない上、主張する納付時期において、請求期間①の保険料は時効により納付することはできない。

2 請求者は、請求期間①及び②に係る国民年金保険料を平成9年6月頃に納付したと主張して

いるが、i) 請求期間①は、口座振替により納めることはできない上、請求者は、口座振替であった場合の金融機関名を覚えていない旨陳述していること、ii) A市は、平成9年当時、市役所の窓口では保険料の収納事務は行っていない旨回答していること、iii) 請求者が納付したとする保険料の金額は、請求期間①及び②に係る実際の保険料の金額(36万5,500円)と大きく相違していることなどから、請求者の主張と符合しない。

3 請求者は、平成19年8月頃、A市役所を訪れた際に、請求期間①及び②の国民年金保険料について、完納していることを確認したとして、当該完納が記載されている文書を提出しているが、i) 当該文書については、発行元が不明である上、請求者の主張のとおり、市で管理する国民年金システムにおいて当該期間の国民年金保険料は完納の記録となっている旨の記載は確認できるものの、(a) 平成3年度から平成13年度まで、当該システムにおいて、請求者の収納記録がないこと、(b) 請求者には国民年金手帳記号番号がなく、基礎年金番号しか登録されていないことなどから、当該期間の保険料の納付事実が証明できないとの記載も認められること、ii) A市は、当該文書は市が発行した文書であるか不明であり、市で管理する国民年金システムには請求期間①及び②当時のデータは保管されておらず、請求者の当該期間に係る加入記録及び納付記録がない旨回答していることから、当該文書を当該期間の保険料が納付されていたことを示す資料として認めることはできない。

4 そのほか、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)がなく、請求者が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。